# 所 得 税 法

的

中

的

中

# 第68回 本試験問題

#### 〔第一問〕 問1 青色申告

青色申告制度について、青色申告者の記帳義務、帳簿書類の保存義務、 青色申告者のみが申告書に添付することとされている書類について説 明しなさい。

#### 〔第二問〕 問1 青色専従者給与

#### 【資料Ⅱ】

3 専従者給与1,200,000円(本年5月から毎月150,000円)は甲の妻に対するものである。甲の妻は開業以来、甲の事業の経理、総務関係の事務を専従で行っており、毎月150,000円の給与賃金は、労務の対価として相当の金額と認められる。

## 〔第二問〕 問1 所得拡大促進税制

#### 【資料Ⅱ】

3 従業員給与 2,240,000 円は、甲とは親族関係にないEに対するものであり、Eは国内に所在する甲の事務所に勤務する雇用者で、その事務所につき作成された労働基準法第 108 条に規定する賃金台帳に記載された者である。

# 〔第二問〕 問1 中古資産の耐用年数

# 【資料Ⅲ】

1 (注3)平成25年10月20日に製作された中古品であり、減価償却 費の計算に当たっては、簡便法による中古資産の耐用年数を使用 する(新品の法定耐用年数は15年である)。

# 〔第二問〕 問1 個別評価貸倒引当金

# 【資料Ⅱ】

2 未入金のもののうちD社に対するものが 1,134,000 円あるが、D 社は本年 12 月 20 日に民事再生法の規定による再生手続開始の申 立てを行い、即日、再生手続開始の決定を受けた。

# 〔第二問〕 問1 医療費控除(特例)

# 【資料VI】

- 1 甲が本年中に支払った医療費に関するものは次のとおりである。
  - (1) 診療費・治療費の合計額

68,000円

(2) 処方された医薬品の購入費の合計額

8,000円

(3) 通院するためのタクシー代

4,300円

(4) 特定一般用医薬品等購入費の合計額

27,000円(注

(5) 人間ドック費用(異常は発見されなかった) 32,400円(注

(注1)治療や療養に必要な医薬品の購入の対価に該当する。

(注 2) 医療費控除の特例の適用を受けるための一定の取組に該当する。

# LEC答練

#### 公開模試 〔第一問〕 問2 他

税理士であるあなたは、本年(平成 30 年)7月より飲食店を開業予定の居住者Bから「青色申告をしたいと考えているが、青色申告特別控除とはどのようなものか教えて欲しい。」との相談があった。

青色申告特別控除について、原則(最高 10 万円の控除)と特例(最高 65 万円の控除)に分けて、その内容、控除順序及び申告要件について説明しなさい。

#### 直前答練 第1回 〔第二問〕 他

#### 【資料1】

5. 専従者給与は妻に対するもの 3,990,000 円及び長男に対するもの 2,340,000 円の合計額である。

甲は、「青色事業専従者に関する届出書」において妻を専従者としており、 月額給与250,000円と毎年12月に賞与300,000円を届出書の記載通りに支 払っている。本年においては、その他に臨時賞与を690,000円支給している。

#### 公開模試 〔第二問〕 問1

所得拡大促進税制を適用した場合の本年(平成30年)分の税額控除額を算出しなさい。

3 給与賃金 5,400,000 円については、開業以来雇用している乙氏 (35 歳) 及び丙氏 (30 歳) に対するものであり、両者とも継続雇用者かつ 国内雇用者に該当する。

なお、各支給年における雇用者給与等支給額及び平均給与等支給額 は以下のとおりである。

支給年	雇用者給与等支給額	平均給与等支給額	
平成 25 年	5,000,000 円	208,333 円(24)	
平成 29 年	5,160,000 円	215,000 円(24)	
平成 30 年	5,400,000 円	225,000 円(24)	

(注) 平均給与等支給額欄のかっこ内は、給与等月別支給対象者の数を合計した数を表す。

# 直前答練 第1回 〔第二問〕

# 【資料 1】

7. **※**5 乗用車Kの本体価格は 600,000 円であるが、経過年数 3 年 6 ヵ月の中古資産であって、そのままでは使用不能のため事業供用時に改良費 450,000 円を支出し、支出後ただちに事業の用に供したものである。なお、この車両の再取得価額は 1,300,000 円である。

# 直前答練 第1回 〔第二問〕

# 【資料1】

8. 本年末の事業上の債権の明細は次のとおりである。

(1)売掛金 4,290,000 円

①M社に対するもの 860,000 円

M社は本年 12 月に会社更生法の規定による更生計画開始の申し立てを している。

# 予想答練 第1回 〔第二問〕他

# 【資料6】

- (1) 甲及び甲の家族に係る次に掲げる医療費等
  - ④ そのほか、腰痛などの治療のため、特定一般用医薬品等の購入費 100,000 円がある。なお、甲は年末に、インフルエンザの予防接種を 受けその代金 3,000 円を支払っている。



的

中

的

中



# 第68回 本試験問題

# 〔第二問〕 問1 社会保険料控除

#### 【資料VI】

4 (3) 甲の長男(21歳)は大学生で甲と同居しているが、コンビニエンスストアでアルバイトをしており、その給与収入は800,000円である。なお、甲の長男の本年分の国民年金保険料196,080円は、甲の長男自身が支払っている。

# 〔第二問〕 問2 空き家の特別控除

#### 【資料IV】

乙は本年 11 月 1 日、所有していたC土地を譲渡した。C土地及び D家屋(以下、「C土地等」という。)に関する情報は次のとおりであ る。

- 1 C土地等の譲渡までの経緯
- (1) 丁(乙の父) は昭和 54 年 4 月 1 日に第三者からC土地を 8,000,000 円で購入した。この購入に当たって、丁は不動産登 記費用 200,000 円及び不動産仲介手数料 300,000 円を支払った (その他、取得に係る費用はない)。
- (2) 丁は昭和 55 年 3 月 20 日、C土地にD家屋を建築し 16,000,000 円を支払った。昭和 55 年 4 月 1 日から丁、丙(乙 の母)及び乙がD家屋において居住を開始した。
- (3) 平成4年11月22日、乙は結婚に伴い、丁及び丙とは別居した。
- (4) 平成 25 年 6 月 10 日、丁が死亡したことに伴い、C土地等は 丙が相続により取得した(この相続時の相続税評価額は、C土 地が 35,000,000 円、D家屋が 3,000,000 円)。これ以降、丙は D家屋にひとりで暮らしていた。
- (5) 平成 29 年 7 月 1 日、丙が死亡したことに伴い、C土地等は 乙が相続により取得した(この相続時の相続税評価額は、C土 地が 38,000,000 円、D家屋が 2,000,000 円)。
- (6) 本年 9 月 30 日、乙はC土地を更地にして売却するため、D 家屋を取壊し、取壊費用 1,296,000 円を解体業者へ支払った。
- (7) C土地は、上記(5)の相続開始後から譲渡の時まで、また、D 家屋は上記(5)の相続開始後から取壊し時まで、いずれも未利用であった。

# [第二問] 問2 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算 【資料V】

(5) X社株式の譲渡損失はX社株式の配当と損益通算する。

## LEC答練

### 公開模試 〔第二問〕問2

#### 【資料4】

78歳 厚生年金収入 1,610,000 円がある。なお、厚生年金を取 母 得する際、上記収入から介護保険料 34,000 円が控除さ れている。

### 直前答練 第2回〔第二問〕 問1

#### 【資料2】

3. 甲は本年 2 月に母からの相続により下記の遺産を取得している。この母からの相続に係る相続人は甲のみであり、甲はこの相続に関して甲が負担した相続税はない。

名称	母の取得日	取得価額	評価額	備考
現金預金	_	673, 620 円	673, 620 円	
家財道具	_	不明	100,000 円	
自宅家屋H	平成 29 年 4 月	10,000,000円	5, 180, 000 円	<b>※</b> 1
自宅敷地 I	平成 29 年 4 月	6,000,000 円	6, 300, 000 円	<b>※</b> 1
X株式(上場)	平成 20 年 2 月	800,000円	1,000,000 円	<b>※</b> 2

※1 母から相続した自宅は相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた者がいなかったため、甲が相続した後は空き家となっていた。甲は本年11月に、この自宅家屋H及び自宅敷地Iを不動産会社を仲介して、個人に売却した。売却金額は自宅家屋Hと自宅敷地Iを合わせて19,000,000円であった。自宅家屋Hの法定耐用年数は22年である。

# 直前答練 第1回 〔第二問〕

# 【資料1】

3. 雑収入の内訳は次のとおりである。なお、所得税の源泉徴収や住民税の 特別徴収の適用があるものは、源泉徴収又は特別徴収前の総額である。 配当等の課税方法は、分離課税が選択できる配当等については全て分離 課税を選択し、それ以外の配当等については総合課税を選択する。



的

中

